

## 別紙添付⑧

平成 26 年度決算特別委員会(一般)平成 27 年 11 月・12 月

### 大阪市会決算特別委員会記録(第6回)

- 平成 27 年 12 月 7 日
- 市会特別委員会室
- 議題 付託案件の審査
- 出席委員 22 名
  - 委員長 片山一步君
  - 副委員長 奥野康俊君
  - 委員 太田晶也君
  - 井戸正利君
  - 広田和美君
  - 藤田あきら君
  - 金子恵美君
  - 守島 正君
  - 今井アツシ君
  - 丹野壮治君
  - 前田和彦君
  - 荒木 肇君
  - 有本純子君
  - 北野妙子君
  - 佐々木哲夫君
  - 則清ナヲミ君
  - 山田正和君
  - 土岐恭生君
  - 辻 義隆君
  - 井上 浩君
  - 小川陽太君
  - 森山よしひさ君

○片山一步委員長 開会に先立ち申し上げます。

朝日放送、毎日放送、関西テレビ、読売テレビより本日の委員会の模様を撮影したい旨の申し出がありますので、御了承願います。

△開会 午後1時

○片山一步委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

本日の記録署名者を佐々木委員にお願いいたします。

これより議事に入ります。

付託案件を一括して議題とし、直ちに質疑を行います。

金子委員にお願いいたします。金子委員。

◆金子恵美委員 金曜日に引き続いて、また、私、大阪維新の会、金子恵美が質疑させていただきます。よろしく願います。

◆金子恵美委員 市長、ありがとうございました。

申しわけないです。ちょっと私の質疑、あと2問用意してたんですけども、時間になったようなので、ここで私の質疑を終わらせていただきます。市長、ありがとうございました。

○片山一步委員長 金子委員の質疑は以上で終了いたしました。

次に、奥野委員にお願いいたします。

◆奥野康俊委員 大阪維新の会大阪市議員団、奥野康俊でございます。

多岐にわたる質問をさせていただきますので、冒頭に資料の配付を、委員長、お願いいたします。

○片山一步委員長 奥野委員より、質疑の参考に資するため資料の配付の申し出がありますので、これを許します。

◆奥野康俊委員 社会実験の犠牲になったみたいな、そういう質疑もありましたけれども、本当に子供たちが犠牲者とならないように、しっかりと熟考していただいて、制度を変えるべきものは国のほうへ上げていっていただきたいなど。そのお手伝いは幾らでもさせていただきたいというふうに思います。

次に、ちょっと飛ばしますが、本市においても新築をたくさんされると思いますが、その固定資産税、都市計画税等、これらはどのような過程を経て手続され、請求するようになるのか、お伺いをしたいと思います。

◎島内財政局税務部固定資産税担当課長 お答えいたします。

新築された家屋に対する固定資産税は、賦課期日でございます1月1日における所有者に課税をいたします。この所有者とは、登記簿または補充課税台帳に登録または登録されているものを言います。固定資産税が課税となる家屋とは、地方税法におきまして住家、店舗、工場、倉庫その他の建物で、登記簿に登録されるべきものとされており、不動産登記法における建物とその意義を同じくするものでございます。

なお、登記がされていない家屋を課税しようとする場合、地方税法に定められている補充課税台帳に登録するため、その目的とする居住、作業、店舗等の用に供している状態にあるかなど、実態を総合的に勘案し、認定することとしているところでございます。

また、新築された家屋の課税に至る具体的な手続は、法務局から、新築されたとの通知があった後、家屋の実地調査を行い、総務大臣が定めます固定資産評価基準に基づき評価、市長による価格決定、固定資産課税台帳への登録等を行った後、本市におきましては4月に納税通知書を家屋の所有者に交付しているところでございます。以上でございます。

◆奥野康俊委員 資料の⑥の1の上の左から2番目、「法務局からの通知」というふうに書いてありますので、一定このルールを肅々と守って、そういう課税をしていただきたいと思えます。いろんな案件で、民々の問題で新築されて引き渡ししてなかって課税だけとか、そういうふうな理不尽なことのないように、執行機関ですから、ルールに基づいてしていただくように、これは要望しておきます。

次に、国土交通大臣の認定した外壁について、これは全国的に新聞でも取り沙汰された案件ですけれども、これはそのまま、間違いがあったらいかんので、大臣認定を受けた外壁についてお伺いをいたします。

最近、ある議員から相談を受けたんですが、大阪市内で国土交通大臣の認定を受けた耐火構造のKOウォールを用いた外壁を使って平成22年に完成したビルがあります。このビルは、完成したものの、外壁が大臣認定を受けた仕様と実際に現場で施工された仕様が異なっていたため、認定条件に不適合として国土交通省が公表し、改善のため大規模な改修工事が行われた。このことにより、建築主や土地所有者など関係者の間で、改修工事に至った経過が問題点となっております。

国土交通省は、公表に先立って、大臣認定の仕様に適合しているかどうかを確認するため、特定行政庁である大阪市に対して、現場の施工状況がどのようになっているのかを調査依頼しました。その後、この件に関連した訴訟が提起されており、平成26年2月に弁護士会から大阪市内、国土交通省からこの件で問い合わせがあったかどうかを照会されたところ、大阪市からは、記録

がなく確認できないという回答があったということでした。

そこでお伺いしたいのですが、本件について、国土交通省が大臣認定の不適合を公表した後、建築主に対して、誰が改修工事を指示し、誰が改修工事が完了したことを確認したのか。その中で大阪市は適切に対応していたのか。また、弁護士会からの照会に対して、なぜ国土交通省からの問い合わせがあったかどうかを確認できないと回答したのか、お伺いをいたします。

◎長谷川都市計画局建築指導部監察課長 お答え申し上げます。

委員お尋ねのKOウォールを用いた外壁につきましては、平成21年12月に国土交通省に耐火構造の仕様に適合しない製品が用いられている可能性があるとの通報があり、国土交通省は大臣認定の仕様に適合しているかどうかを確認するため、全国で当該外壁が使用された建築物7件のうち、大阪市内で建設された建築物3件について、平成22年1月に特定行政庁である本市に調査依頼がございました。本市は、現場調査を行うとともに、建築主に対し外壁の施工状況について報告を求め、その結果を国土交通省に報告を行いました。

国土交通省では、本市や関係都市などからの報告を受け、施工された外壁が大臣認定の仕様に適合していないと判断し、その旨を平成22年4月に公表しております。また、あわせて国土交通省は、KOウォールを用いた外壁を共同で開発した施工者及びメーカーに、建築基準法の基準に不適合なものについて回収等の必要な対策を講じることを指示しております。

その後、平成22年5月には、建築主から大臣認定を受けた新たな工法による改善計画書が本市に提出され、さらに6月には改善工事完了報告書が提出され、本市として改善工事が完了したことを確認いたしました。

以上のように、本市として国からの調査依頼に対する報告並びに改善工事の完了の確認について適切に対応しております。

なお、国土交通省からの大臣認定に係る問い合わせに関連する文書は、改善工事が完了しない場合は保存期間を延長することとしておりましたが、平成22年6月に改善工事の完了を本市として確認したため、大阪市公文書管理条例に基づき、平成25年3月末で保存期限の3年を過ぎ、廃棄しておりました。そのため、平成26年2月の弁護士会からの照会については、記録等が残っておらず確認することができなかつた旨、回答したものでございます。

今後とも、こういった照会、回答に関する文書は、引き続き公文書管理条例に基づき適切に管理してまいります。以上でございます。

◆奥野康俊委員 それぞれで何年保管というのが決まっていますから、その辺のところをしっかりと、訴訟になったら大変なことになりますので、それは指摘をしておきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○片山一步委員長 奥野委員の質疑は以上で終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会を暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○片山一步委員長 御異議なしと認めます。よって、委員会を暫時休憩いたします。

△休憩 午後2時42分

△再開 午後3時10分

態度決定につきましては、来る16日に委員会を開会して行うこととし、別途御通知いたします。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

△散会 午後5時24分

-----  
大阪市会決算特別委員長 片山一步(印)

大阪市会決算特別委員 佐々木哲夫(印)

○大阪市会決算特別委員会記録(第6回)(終)